

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業 実施状況及び効果検証（令和6年度実施計画分）

No.	事業名称等	事業内容	事業始期	事業終期	事業費(千円)	内交付金(千円)	事業効果等	
1	給付金・定額減税一体支援枠分事業	令和6年度非課税化等世帯給付	R6年度に新たに非課税又は均等割のみ課税となった世帯へ100,000円を給付する。	R6.6	R6.12	29,496	29,496	給付実績：279世帯 コロナ禍における物価高騰等の影響を受ける町民の生活支援に寄与した。
		令和6年度非課税化等世帯給付（子ども加算）	R6年度に新たに非課税又は均等割のみ課税となった世帯で、18歳以下の児童が構成員に含まれる世帯へ児童1人につき50,000円を給付する。	R6.6	R6.12	3,150	3,150	給付実績：34世帯（63人） コロナ禍における物価高騰等の影響を受ける町民の生活支援に寄与した。
		調整給付	定額減税しきれないと見込まれる者に対し、定額減税しきれない額を10,000円単位に切り上げて算出した額を給付する。	R6.6	R7.3	113,822	113,822	給付実績：2,656人 コロナ禍における物価高騰等の影響を受ける町民の生活支援に寄与した。
2	令和6年度低所得世帯支援枠及び不足額給付分に係る給付金	令和6年度住民税均等割非課税世帯給付	R6年度住民税非課税世帯へ30,000円を給付する。	R7.2	R7.7	37,892	37,892	給付実績：1,210世帯 コロナ禍における物価高騰等の影響を受ける町民の生活支援に寄与した。
		令和6年度住民税均等割非課税世帯給付（子ども加算）	R6年度住民税非課税世帯で、18歳以下の児童が構成員に含まれる世帯へ児童1人につき20,000円を給付する。	R7.2	R7.7	2,380	2,380	給付実績：61世帯（119人） コロナ禍における物価高騰等の影響を受ける町民の生活支援に寄与した。
3	物価高騰対応医療機関・介護施設等支援金	医療機関分	町内の医療機関（医科，歯科）へ1医療機関につき250,000円と、入院病床（医療）1床につき10,000円を加算して支援金を交付する。	R6.6	R6.7	5,200	5,200	支援実績：14医療機関 コロナ禍における物価高騰等の影響を受ける医療機関の事業継続に寄与した。
		介護施設分	町内に介護保険法，老人福祉法，障害者総合支援法又は児童福祉法に定めるサービス提供を行う事業所を有する（サテライト型事業所を含む。）事業者に支援金を交付する。 （1）入所又は通所により，利用者を受け入れてサービスの提供を行う場合は250,000円，それ以外の方法によりサービスの提供を行う場合は150,000円 （2）利用者が入所する事業所（短期入所を除く。また，サテライト型事業所を含む。）を運営している場合は，入所定員に10,000円を乗じた額 （3）矢掛町から委託を受けて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第27項に掲げる地域活動支援センターのサービスのを提供する者は250,000円 （1）から（3）により算出した額の合計額	R6.6	R7.1	8,431	8,256	支援実績：23事業所 コロナ禍における物価高騰等の影響を受ける介護施設等の事業継続に寄与した。
合 計						200,371	200,196	